

野菜種子安定供給緊急対策事業補助金交付等要綱

制定 令和5年11月30日 5 輸国第3245号
農林水産事務次官依命通知
改正 令和6年12月17日 6 輸国第3077号
改正 令和7年2月12日 6 輸国第3886号

(趣旨)

第1 我が国の食料安全保障には、農産物生産の根幹である種苗の安定供給が重要である。また、活動的で健康的な生活の実現には、栄養ある食料の供給が不可欠であることから、指定野菜（野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第2条に規定する指定野菜をいう。）、特定野菜（野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）第8条第1項に規定する特定野菜をいう。）を中心に、国内で生産性の高い高品質な野菜の品種の種子を確保していくことが、極めて重要である。

我が国の野菜種子は、我が国の種苗会社が、良質な種子生産、リスク分散等の観点から我が国及び南半球を含め複数国で生産し、約9割を輸入、約1割を国内生産するとともに、約1年分を国内で回転備蓄することで安定供給を確保してきた。

一方、近年は、気候変動や人口増大による食料生産との競合等により、国外採種適地における各国種苗会社との競合及び競争が激化するとともに、採種国における人件費の高騰、生産及び物流コストの上昇や国際情勢の悪化等から、海外生産を取り巻く状況は激しさを増している。また、国内においては、採種農家の高齢化等により、そもそもの国内採種の存続自体を懸念する声もある。

このため、厳しい環境の中、世界各地に分散した生産によりリスク回避できる生産・供給構造をより盤石にするため、本事業により、野菜種子の安定供給に資する施策を総合的に推進することとする。

(通則)

第2 野菜種子安定供給緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、我が国の種苗会社が、国内外の新たな採種地の調査及び栽培適正試験、国内の効率的採種技術や種子保管技術の開発、実証等を行うことにより、新たな採種地等を確保し、我が国の野菜種子の国内安定供給をより盤石にすることを目的とする。

(事業の内容等)

第4 本事業において実施する事業の内容及び事業実施主体（以下「補助事業者」という。）については、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業の内容

ア 海外採種地調査等事業

(ア) 海外採種地調査

海外における野菜種子の生産を安定的に行うため、海外の新たな採種地の現地調査を行う。

(イ) 海外採種地栽培適正試験

海外における野菜種子の生産を安定的に行うため、海外の新たな採種地の候補地において、採種に係る栽培適正試験（採種技術の向上を含む。）を行う。

イ 国内採種技術等開発・実証事業

(ア) 国内採種地調査等事業

a 国内採種地調査

国内における野菜種子の生産を安定的に行うため、国内の新たな採種地の現地調査を行う。

b 国内採種地栽培適正試験

国内における野菜種子の生産を安定的に行うため、国内の新たな採種地の候補地において、採種に係る栽培適正試験（採種技術の向上を含む。）を行う。

(イ) 国内採種技術開発・実証

国内における野菜種子の生産を安定的に行うため、国内において効率的な種子生産や採種技術等の開発及び実証を行うほか、新規で採種に取り組む生産者への研修を行う。

(ウ) 国内種子保管技術開発・実証

野菜種子を国内へ安定的に供給するため、国内において効率的や長期的な種子保管技術や種子伝染性病害の防除技術等の開発及び実証を行う。

ウ 国内広報事業

優良な品種の権利保護等に係る広報を行う。

(2) 補助事業者は、農林水産省輸出・国際局長（以下「輸出・国際局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された民間団体等とし、次に掲げるとおりとする。

ア 農業者、農業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第3セクター、株式会社（ただし、株主資本の割合が日本国内に住所又は居所を有する者が50パーセント以上の株式会社に限る。）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、技術研究組合、特殊法人、認可法人、社会福祉法人又は独立行政法人若しくは法人格を有しない団体のうち輸出・国際局長又は地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団

体（以下「特認団体」という。）のいずれかであって、次の全ての要件を満たすものとする。

- （ア）本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- （イ）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- （ウ）本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。ただし、対外秘の内容を除く。
- （エ）日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- （オ）法人等（個人、法人及び団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

イ 特認団体の申請をする団体は、別表1の左欄に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる者（以下「特認団体承認者」という。）へ別記様式第1号による特認団体承認申請書を提出し、その承認を受けるものとする。

（事業の採択基準）

第5 事業の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

（1）必須となる基準

- ア 事業実施計画が、本事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切な内容であること。
- イ 補助事業者が事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- ウ 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- エ 事業実施計画において、定量的な成果目標を設定し、取組の成果を評価できる検証方法を設定していること。

（2）優先採択に係る基準

事業の採択に当たっては、次の内容のいずれか又は両方に取り組む補助事業者の事業実施計画を優先的に採択することとする。

- ア 海外採種地調査等事業及び国内採種技術等開発・実証事業について、令和5年度野菜種子安定供給緊急対策事業又は令和6年度野菜種子安定供給対策事業の事業実施計画に基づく初年度の取組を踏まえ、成果目標の達成が具体的に見込まれる計画。
- イ 例えばカボチャやキュウリの種子における中国、ニンジンやネギの種子におけるチリ、トマトやナスの種子におけるタイ等、特定の国に種子生産が偏在している（種子生産の過半を特定の1カ国が占めている）野菜種子の品目について、採種国を多角化するための計画。

（事業の実施）

第6 事業の着手は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図

る上でやむを得ない事情により交付決定の前に事業に着手しようとする場合には、補助事業者は、あらかじめ補助金を所管する部署の職員の適切な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届出書を別記様式第2号により別表1の左欄に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項のただし書の規定により補助金の交付決定の前に着手する場合においては、補助事業者は、本事業の内容及び補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（交付の対象及び補助率）

- 第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う第4第1号に掲げる補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、補助金額は、補助対象経費の精査により減額することがあるため、必ずしも申請額と一致するとは限らない。

- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。
- 3 補助対象経費の範囲は別表3のとおりとし、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものとする。

なお、次の（1）から（7）までに該当する経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることはできないものとする。

- （1）建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- （2）本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- （3）事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- （4）補助金の交付決定前に発生した経費（ただし、第6に従って、交付決定前着手届の対応をしたものを除く。）
- （5）飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- （6）補助対象経費に係る消費税仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）
- （7）その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

（申請手続）

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第3号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表1の交付決定者に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消

費税仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の交付申請書に添付する環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを交付決定者に提出しなければならない。

(交付申請書の提出期限)

- 第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

なお、第4第1号に掲げる国内広報事業については、輸出・国際局長が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第10 交付決定者は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第11 補助事業者は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

- 第12 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、遅滞なく交付決定者に届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第4号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第13 補助事業者は、第10第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第14 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第5号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の目的及び内容を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、同項の規定に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更)

第15 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第16 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第6号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第17 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第3四半期の末日現在において、別記様式第7号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第8号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第18 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第8号による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲内で行うものとする。

(実績報告)

第19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第9号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第14第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第10号による年度終了実績報告書を作成し、交付決定者に提出しなければならない。

3 第8第2項ただし書の規定より交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第11号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第20 交付決定者は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱い)

第21 交付決定者は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について補助金を交付する場合であって、当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。

2 補助事業者は、補助事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第19第1項の規定による実績報告書において、補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第19第4項

の規定に準じて交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

(額の再確定)

- 第22 補助事業者は、第20第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により、補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19第1項の規定に準じて提出するものとする。
- 2 交付決定者は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第20第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第23 交付決定者は、第14第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣若しくは交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第20第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第24 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第25 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当

たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
- 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第8第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第10第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

- 第26 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

- 第27 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第12号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（特許権等の帰属）

- 第28 本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、補助事業者に帰属するが、特許権等の帰属に関し、補助事業者は、次の条件を遵守するものとする。

また、事業の一部を補助事業者から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく交付決定者に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、補助事業者及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に交付決定者と協議して承諾を得ること。

なお、補助事業者と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

(収益納付)

- 第29 補助事業者は、本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、別記様式第13号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間、当該報告に係る年度の翌年度の6月30日までに交付決定者に報告するものとする。
- 2 交付決定者は、前項の規定による報告に基づき、補助事業者が本事業の実施により相当の収益を得たと認める場合には、その収益の全部又は一部の金額について、補助事業者に納付を命じることができるものとする。
 - 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とする。

(補助事業における利益等排除)

- 第30 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が次のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に定める親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、前

号を除く。)

2 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合、当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

この場合において、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第31 補助事業者は、第8第1項の規定による交付の申請、第11の規定による申請の取下げ、第14第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第16第1項の規定による事業遅延の届出、第17の規定による状況報告、第18の規定による概算払請求、第19第1項の規定による実績報告、同第2項の規定による年度終了実績報告、同第4項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告及び第25第4項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と補助金の交付を受けようとする者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。ただし、電子情報処理組織を使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合であつて、電子情報処理組織が様式を提供するときは、本要綱の様式の定めにかかわらず、電子情報処理組織により提供する様式によるものとする。

3 交付決定者は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

4 補助事業者が第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により交付申請等を行う場合は、当該電子情報処理組織のサービス提供者が別に定める当該電子情報処理組織の利用に係る規約に従わなければならない。

(事業評価の報告)

第32 補助事業者は、事業の目標年度の翌年度の6月30日までに別記様式第14号により、目標の達成状況について自己評価を行った事業評価結果を交付決定者に提出するものとする。

(指導等)

第33 輸出・国際局長又は交付決定者は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し、必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年11月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月12日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

別表 1（第 4、第 6 及び第 8 関係）

補助事業者の区分	特認団体承認者	交付決定者
野菜種子安定供給緊急対策事業		
1 海外採種地調査等事業		
北海道に所在する補助事業者	北海道農政事務所長	北海道農政事務所長
沖縄県に所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する補助事業者	所在地を管轄する地方農政局長	所在地を管轄する地方農政局長
2 国内採種技術等開発・実証事業		
北海道に所在する補助事業者	北海道農政事務所長	北海道農政事務所長
沖縄県に所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する補助事業者	所在地を管轄する地方農政局長	所在地を管轄する地方農政局長
3 国内広報事業の補助事業者	輸出・国際局長	農林水産大臣

別表2（第7及び第15関係）

区 分	経 費	補助率	重要な変更	
			経費配分の変更	事業内容の変更
野菜種子安定供給緊急対策事業	本要綱に基づき行う補助事業に係る各区分に掲げる経費		区分の欄に掲げる1の経費とそれ以外の経費の30%を超える増減	1 事業目的の変更 2 事業メニューの新設又は廃止
1 海外採種地調査等事業				
(1) 海外採種地調査	旅費、謝金、賃金、人件費、試薬費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借料、翻訳料、通訳料その他必要な経費	定額		
(2) 海外採種地栽培適正試験	旅費、謝金、賃金、人件費、土壌改良材費、肥料費、農薬費、試薬費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借料、翻訳料、通訳料、委託料その他必要な経費	定額		
2 国内採種技術等開発・実証事業				
(1) 国内採種地調査等事業				
① 国内採種地調査	旅費、謝金、賃金、人件費、試薬費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借料、翻訳料、通訳料その他必要な経費	定額		
② 国内採種地栽培適正試験	旅費、謝金、賃金、人件費、土壌改良材費、肥料費、農薬費、試薬費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料その他必要な経費	定額		
(2) 国内採種技術開発・実証				
① 開発・実証等	旅費、謝金、賃金、人件費、土壌改良材費、肥料費、農薬費、試薬費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（②の機器を除く。）、委託料その他必要な経費	定額	補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	
② 生産資材	生産資材費、使用料及び賃借料（効率的な採種等に必要な機器（自動温度調整、自動照明・日長調整に必要なIoT機器等）に限る。）その他必要な経費	1/2以内		
(3) 国内種子保管技術開	旅費、謝金、賃金、人件費、農薬費、試薬費、消耗品費、	定額		

発・実証	通信運搬費、使用料及び賃借料、翻訳料、通訳料、委託料 その他必要な経費			
3 国内広報事業	旅費、謝金、賃金、人件費、情報発信費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、翻訳料、通訳料 その他必要な経費	定額		

別表 3（第 7 関係）

補助対象経費	範 囲
	以下の経費は、本事業を実施するために直接必要となるものに限る。
旅費	現地調査・指導、会議等の実施に当たり、職員、委員、講師、研修参加者等に支払われる旅費（交通費、日当、宿泊費、雑費とする。補助事業者の定める旅費規程に準じ、定めのない場合は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）を適用する。現地で移動するためのタクシー、トゥクトゥク、借上げ自動車（運転手日当を含む。）等に要する経費を含む。）とする。なお、飛行機の利用については、精算時に各人の旅程表、請求書、領収書、搭乗証明書又は搭乗券等を提出すること。
謝金	専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供、技術習得に係る研修への参加等について、協力を得た者への謝礼に係る経費とする。謝金の単価は、補助事業者の内部規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定することとする。
賃金	資料の整理・収集、調査の補助、播種等の農作業等について、臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費とする。賃金の単価は、補助事業者の内部規程や国・県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定することとする。
人件費	事業に直接従事する補助事業者の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対して支払う実働に応じた対価とし、額の算定方法については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」によることとする。
土壌改良材費	採種ほ場の土壌改良について、土壌改良材の投入等に係る経費とする。
肥料費	施肥に必要な肥料の購入経費とする。
農薬費	農薬散布、種子消毒等に必要な農薬の購入経費とする。
試薬費	土壌分析、種子の成分分析等に必要な試薬の調達に係る経費とする。
備品費	1取引単位の取得価額が10万円未満であり固定資産に該当しない備品の調達に係る経費とする。ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。
消耗品費	文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材等の調達に係る経費とする。
印刷製本費	文書、図面、マニュアル、報告書等の作成に係る経費とする。
通信運搬費	郵便料、インターネット使用料、海外SIMカード、諸物品の運搬等の支払等に係る経費とする。
使用料及び賃借料	資材、器具・機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用等に係る経費とする。
翻訳料	資料の翻訳に係る経費とする。
通訳料	通訳（現地ガイドを含む。）の請負に係る経費とする。
委託料	ほ場管理、採種等に要する委託に係る経費とする。
生産資材費	パイプハウス、マルチ、アグリシート、誘因テープ、種苗代等の採種に必要な生産資材に係る経費とする。
情報発信費	デザイン料、出演料、印刷費、ホームページ等作成費、広告料等の情報発信に係る経費とする。なお、本経費は別表2の区分の欄の3の国内広報事業に限る。
その他必要な経費	上記以外に別表2の区分の欄の本事業を実施するために必要なその他の経費とする。

（特認団体承認者） 殿

別表1の左欄に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる特認団体申請者を記載

所在地
 団体名
 代表者氏名

令和〇年度野菜種子安定供給緊急対策事業に係る特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所（事務局）の所在地
- 3 団体を代表する者の役職名及び氏名
- 4 設立（結成）年月日
- 5 会計年度（ 月～ 月）

6 構成員の概要

名称	所在地	代表者氏名	概要	備考
			※事業概要、従業員数、資本金、売上高等について記載	

- 7 設立（結成）目的
- 8 事業実施計画の内容
 （注）事業実施計画の添付をもって記載に代えることができる。
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に係る関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （3）その他参考資料

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表1の左欄に掲げる補助事業者の区
分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる
交付決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年度野菜種子安定供給緊急対策事業補助金交付決定前着手届出書

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担します。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

事業の内容	総事業費（円）	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
野菜種子安定供給 緊急対策事業				
1 海外採種地調 査等事業				
2 国内採種技術 等開発・実証事 業				
3 国内広報事業				
合計				

令和○年度 野菜種子安定供給緊急対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表 1 の左欄に掲げる補助事業者の区
分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる
交付決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和○年度において、野菜種子安定供給緊急対策事業補助金交付等要綱第 8 の規定に基づき、○○
〇円の交付を申請する。

（注）別添資料を添付すること。

野菜種子安定供給緊急対策事業実施計画書

会社名又は氏名		
住所		
担 事 当 業 者 窓 口	部署名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

1 現状と課題

--

【直近の採種状況】

別途添付する「野菜種子安定供給緊急対策事業 直近の採種状況」に記入してください。

2 事業の目的及び成果目標

	目標年度	令和○年度

(注) 当該事業を実施することにより得られる成果目標を具体的かつ定量的に自己ポイント算出表と整合するように記載すること。

費用対効果係数 〇〇〇〇. 〇〇

(別途添付する「野菜種子安定供給緊急対策事業 自己ポイント算出表」の費用対効果係数)

3 実施体制

事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体や全体統制を行う地方公共団体等がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。

協力・連携機関	協力・連携内容
(協力・連携機関の名称及び窓口担当者の部署、氏名、電話番号を記載)	

4 実施内容

(1) 海外採種地調査等事業

①海外採種地調査

調査国・地域	実施時期	対象品目	調査内容	備考

②海外採種地栽培適正試験

実施国・地域	実施時期	対象品目	実施面積	具体的な取組内容	備考

(2) 国内採種技術等開発・実証事業

①国内採種地調査等事業

ア国内採種地調査

調査地域	実施時期	対象品目	調査内容	備考

イ国内採種地栽培適正試験

実施地域	実施時期	対象品目	実施面積	具体的な取組内容	備考

②国内採種技術等開発・実証

実施地域	実施時期	対象品目	実施面積	具体的な取組内容	備考

③国内種子保管技術等開発・実証

実施地域	実施時期	対象品目	開発・実証内容	備考

④機器等導入（レンタル・リースに限る。）計画及び内容

機器名	型式等	数量	管理者	保管・設置 場所	使用目的・用途	備考

（３）国内広報事業

実施規模・期間	具体的な取組内容	備考

（注）情報媒体を含め、具体的な広報の方法を記載すること。

5 事業成果・効果の検証方法

※２で設定した事業の成果目標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後で比較し、検証するとともに改善するPDCAサイクルの方法を記載してください。

6 経費の配分及び負担区分

				(単位：千円)
区 分	補助事業に要 する経費 (A)+(B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	
野菜種子安定供給緊急対策事業				
1 海外採種地調査等事業				
(1)海外採種地調査				
(2)海外採種地栽培適正試験				
2 国内採種技術等開発・実証 事業				
(1)国内採種地調査等事業				
①国内採種地調査				
②国内採種地栽培適正試験				
(2)国内採種技術開発・実証				
①開発・実証等				
②生産資材				
(3)国内種子保管技術開発・実証				
3 国内広報事業				
合 計				減額した金額 〇〇円

(注1) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」を記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

(注2) 他社に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託先名（委託先が決定している場合）、委託する事業の内容及びそれに要する経費を備考欄に記載すること。

7 事業の完了予定年月日

令和〇年〇月〇日

8 添付書類

- (1) 直近の採種状況
- (2) 補助事業者の直近の決算書（個人の場合は、所得税申告書）
- (3) 経費内訳書
- (4) 自己ポイント算出表
- (5) 環境負荷低減のチェックシート
- (6) その他輸出・国際局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

契約に係る指名停止等に関する申立書

令和 年 月 日

（補助事業者） 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

令和○年度 野菜種子安定供給緊急対策事業補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表1の左欄に掲げる補助事業者の区
分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる
交付決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり○○（注1）したいので、野菜種子安定供給緊急対策事業補助金交付等要綱第14の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第3号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第 6 号（第16関係）

令和〇年度 野菜種子安定供給緊急対策事業補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表 1 の左欄に掲げる補助事業者の区
分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる
交付決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、野菜種子安定供給緊急対策事業補助金交付等要綱第16の規定に基づき届け出ます。

記

1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費 (円)	事業の遂行状況				備考
		令和〇年〇月〇日までに 完了したもの		令和〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費 (円)	出来高比率 (%)	事業費 (円)	事業完了 予定年月日	
野菜種子安定供給緊急 対策事業						
1 海外採種地調査等 事業						
(1)海外採種地調査						
(2)海外採種地栽培適 正試験						
2 国内採種技術等開 発・実証事業						
(1)国内採種地調査 等事業						
①国内採種地調査						
②国内採種地栽培適正 試験						
(2)国内採種技術開 発・実証						
①開発・実証等						
②生産資材						
(3)国内種子保管技術 開発・実証						
3 国内広報事業						
合 計						

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第7号（第17関係）

令和○年度 野菜種子安定供給緊急対策事業補助金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表1の左欄に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付決定者を記載

所在地

団体名

代表者氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、野菜種子安定供給緊急対策事業補助金交付等要綱第17の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費 (円)	事業の遂行状況				備考
		令和〇年〇月〇日までに 完了したもの		令和〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費 (円)	出来高比率 (%)	事業費 (円)	事業完了 予定年月日	
野菜種子安定供給緊急 対策事業						
1 海外採種地調査等 事業						
(1)海外採種地調査						
(2)海外採種地栽培適 正試験						
2 国内採種技術等開 発・実証事業						
(1)国内採種地調査 等事業						
①国内採種地調査						
②国内採種地栽培適正 試験						
(2)国内採種技術開 発・実証						
①開発・実証等						
②生産資材						
(3)国内種子保管技術 開発・実証						
3 国内広報事業						
合 計						

（注1）「区分」の欄には、別記様式第3号の別添資料の「6 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

（注2）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第8号（第18関係）

令和○年度 野菜種子安定供給緊急対策事業補助金 概算払請求書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表1の左欄に掲げる補助事業者の区
分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる
交付決定者を記載

官署支出官 ○○ 殿

（第18第1項に定める官署支出官名を記入）

所在地

団体名

代表者氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、野菜種子安定供給緊急対策事業補助金交付等要綱第18の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金○○○円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和○年○月○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区 分	総事業 費 (円)	国庫補 助金 (A) (円)	既受領額 (B)		遂行状 況報告 〇月〇 日現在 の出来 高 (%)	今回受領額 (C)		残額(A)-(B)+(C)		事業完了予定 年月日	備考
			金額 (円)	出来高 (%)		金額 (円)	〇月〇 日現在 の出来 高 (%)	金額 (円)	〇月〇 日までの 予定 出来高 (%)		
野菜種子安定供給緊急対策事業											
1 海外採種地調査等事業											
(1)海外採種地調査											
(2)海外採種地栽培適正試験											
2 国内採種技術等開発・実証事業											
(1)国内採種地調査等事業											
①国内採種地調査											
②国内採種地栽培適正試験											
(2)国内採種技術開発・実証											
①開発・実証等											
②生産資材											
(3)国内種子保管技術開発・実証											
3 国内広報事業											
合 計											

(注1)「区分」の欄には、別記様式第3号の別添資料の「6 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

(注2) 下線部は、第17第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

(注3) 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表 1 の左欄に掲げる補助事業者の区
分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる
交付決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、野菜種子安定供給緊急対策事業補助金交付等要綱第19第 1 項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として野菜種子安定供給緊急対策事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)				
区 分	補助事業に要 する経費 (A)+(B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	
野菜種子安定供給緊急対策事業				
1 海外採種地調査等事業				
(1)海外採種地調査				
(2)海外採種地栽培適正試験				
2 国内採種技術等開発・実証 事業				
(1)国内採種地調査等事業				
①国内採種地調査				
②国内採種地栽培適正試験				
(2)国内採種技術開発・実証				
①開発・実証等				
②生産資材				
(3)国内種子保管技術開発・実 証				
3 国内広報事業				
合 計				減額した金額 〇〇円

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」を記入すること。

4 事業の完了年月日 令和〇年〇月〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度精算額 (円)	本年度予算額 (円)	比較増減 (円)		備考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度精算額 (円)	本年度予算額 (円)	比較増減 (円)		備考
			増	減	
野菜種子安定供給緊急 対策事業					
1 海外採種地調査等 事業					
(1) 海外採種地調査					
(2) 海外採種地栽培適 正試験					
2 国内採種技術等開 発・実証事業					
(1) 国内採種地調査等 事業					
① 国内採種地調査					
② 国内採種地栽培適正 試験					
(2) 国内採種技術開 発・実証					
① 開発・実証等					
② 生産資材					
(3) 国内種子保管技術 開発・実証					
3 国内広報事業					
合計					

(注1) 「区分」の欄には、別記様式第3号の別添資料の「6 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

(注2) この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。

(注3) 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。

(注4) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写し及び支払の事実を証明する領収証等の写しを添付すること。ただし、補助事業者の事務所において農林水産省職員による当該補助事業の確定検査を受ける場合は、支払の事実を証明する領収証等の写しは添付しなくとも可とする。

(注5) 交付申請書及び変更承認申請書に添付した事業実施計画書に基づき、事業実施結果を記載した事業実施報告書を作成し、実績報告書の添付資料とすること。

別記様式第10号（第19第2項関係）

令和○年度 野菜種子安定供給緊急対策事業補助金 年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表1の左欄に掲げる補助事業者の区
分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる
交付決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、野菜種子安定供給緊急対策事業補助金交付等要綱第19第2項の規定により、その実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A) (円)	国庫補助 金(円)	(A)のうち 年度内支 出済額 (円)	概算払受 入済額 (円)	(A)のうち 未支出額 (円)	翌年度繰 越額(円)	
翌年度繰越分							
○○○○							
○○○○							
年度内完了分							
○○○○							
○○○○							
合 計							

- （注1）本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- （注2）交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- （注3）繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表1の左欄に掲げる補助事業者の区
分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる
交付決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった野菜種子安定供給緊急
対策事業補助金について、野菜種子安定供給緊急対策事業補助金交付等要綱第19第4項の規定に基づ
き、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和○○年○○月○○日付け○○第○○号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び
地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料
を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併
せて提出すること）
- （4）補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入
の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第12号（第27第3項関係）

財産管理台帳

補助事業者名

事業 区分	地区名		地区	事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名										
	事業の内容					工期		総事業費	経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日		国庫補助 金	都道府県 費	市町村費	その他	耐用 年数	処分制 限 年月日	承認 年月日	処分の 内容		
								円	円	円	円	円						
	計																	
	計																	
	合計																	

（注1）処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

（注2）処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

（注3）摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

（注4）この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

番 号
年 月 日

（交付決定者） 殿

別表1の左欄に掲げる補助事業者の区
分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる
交付決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

野菜種子安定供給緊急対策事業補助金に係る令和○年度の収益の状況について、野菜種子安定供給緊急対策事業補助金交付等要綱第29の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業の内容
- 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額
円
- 3 上に要する費用の総額
円
- 4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定
円
- 5 前年度までの収益納付額
円
- 6 本年度収益納付額
円

(積算根拠)

収益計算書等を添付すること。

以上

（交付決定者） 殿

別表 1 の左欄に掲げる補助事業者の区
分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる
交付決定者を記載

所在地
団体名
代表者氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった野菜種子安定供給緊急
対策事業補助金について、野菜種子安定供給緊急対策事業補助金交付等要綱第32の規定に基づき、下
記のとおり報告する。

記

1 事業の成果目標

<記載例>

海外の採種地については、ニンジン△△国、ダイコン△△国・・・を念頭にしている
ところ、○○国では○ha、△△国では△ha・・・計◎haの採種農地を確保する予定。これによ
り、当社の野菜種子取扱量の○%が安定的に供給できることとなる。

国内の採種については、効率的な採種技術の移転を目的とした新たに採種に取り組む農家○名
の研修を行うとともに、○○大学と連携した新たな採種技術を開発・実証する予定。これによ
り、ミズナ、ゴボウ、タマネギの採種が新たに可能となり、採種農家計○名○haを採種農地とし
て確保し、当社の野菜種子取扱量の○%が国内生産として安定的に供給できることとなる。

（注）別記様式第 3 号の別添資料の「2 事業の目的及び成果目標」に記載した内容を転記すること。

2 事業評価結果（自己評価）

<記載例>

海外の採種地については、当初の計画どおり○○国、△△国・・・において気象環境、土壌条
件等を調査するとともに、○○国○ha、△△国△haの栽培適正試験を実施し、○○国○ha、△国
△haを新たな採種地として確定した。

国内の採種については、○○農協と連携し、組合員○名の協力を得て○haにおいて採種技術に
係る研修を行うとともに、○○大学と連携した新たな採種技術を開発・実証し、○○といったタ
マネギの新たな採種技術を確立した。これにより、新たに採種に取り組む農業者○名と新たな採種
地として○haを確保することができた。

自己評価としては、成果目標であった新たな採種地の国内外合計○haに対し、事業成果は国内
外合計○haとなったことから、○%の達成率で十分な成果であると考えます。

※達成率（%）の計算は、目標値を基準とした上昇幅を計算すること。（例えば、現状10a、目
標14a、目標に対する実績が12aの場合、達成率は、 $(12-10) / (14-10) \times 100 = 50\%$ となる。）

（注）定量的に評価を記載すること。